「知的財産推進計画 2011」骨子に盛り込むべき事項について (原案イメージ)

~知的財産の産業横断的な強化策 関連部分~

※これまでの議論や各方面からの意見を踏まえ、事務局で討議用として整理したもの。 施策例は、あくまでも討議のための具体的イメージとして掲載。これらは、「知的財 産推進計画 2010」に特に追加・強化すべきと考えられるもの。

[情勢認識]

- ○グローバル・ネットワーク時代にあって、グローバル・イノベーションが世界の潮流となり国際競争が激化する中、技術で勝る 我が国企業が事業で負けるという状況が顕著になっており、我 が国の持つ大きな潜在力を十分に発揮できない状況が続いて いる。
- 〇我が国には世界に誇るべき技術力があり、これまでも世界に 大きなインパクトを与える数々のイノベーションを生み出してき た。これらの潜在力を最大限発揮するとともに、世界から技術・ 人材を引き寄せるためには、イノベーションを促す環境を整備 する一方で、戦略的かつ総合的な知財マネジメントの実行と、 それを支える制度・運用から人材までを含めた「知財システム」 自体の発展が不可欠になっている。
- 〇各国の動きに目を向けると、激しい「知財システム」間競争が 始まっている。これまで欧米とともに世界の知財システムをリードしてきた我が国は、今後、アジア・世界で一層準拠・活用されるよう働きかけ、我が国の産業競争力の強化に資するように自らの「知財システム」を求心力あるものに発展させるべきである。
- ○我が国の大学の世界最先端の「知」や中小企業の優れた技術を新たな事業につなげ、イノベーションを興していくために、 産学官の叡智を結集して将来の事業構想を見越した知的財産 戦略を構築することが肝要である。

- 〇このためには、産学官の各セクターにおいて、知的財産戦略 を支える人材を育成・確保するとともに、イノベーションを加速 するインフラを整備することが急務である。
- 〇我が国主導により世界知財システムを発展させるという決意 の下、我が国企業のグローバルな事業展開を強力に支え、産 業競争力強化を実現できるよう、スピード感をもって、今、行動 すべきである。
- 1. 我が国の「知財システム」の魅力を高め、アジア・世界で一層準拠・活用される環境を整備し、世界知財システムの発展を 我が国がリードすることを目指す。

「現状認識」

〇グローバル・ネットワーク時代にあって、グローバル・イノベーションの進展に応じて、特許制度の実体的調和など、各国の「知財システム」には更なる協調と調和が求められている。一方で、これまで日米欧が中心となって世界の知財制度を牽引してきたが、昨今、韓国や中国が存在感を増すなど、各国の知財制度間の競争が一層活発に繰り広げられている。

- 〇我が国には世界に誇るべき技術力・デザインカ・ブランド力があり、これらの潜在力を最大限発揮するとともに、世界から優れた技術・情報・人材を引き寄せるためには、イノベーションを促す環境を整備する一方で、戦略的かつ総合的な知財マネジメントの実現と、それを支える「知財システム」の発展が必要である。
- ○我が国が先陣を切ることにより、グローバルに貢献できる領域は多い。新たな世界の変化に即応し、スピード感をもって我が国の知財システムの魅力を高めるとともに、アジア・世界で

ー層準拠・活用されるよう働きかけを強めることにより、我が国の産業競争力の強化に資するよう、世界知財システムの発展を我が国がリードすることを目指すべきである。

[目標指標] (検討中)

(イ) 我が国制度や運用がアジア・世界で一層準拠・活用される ことを促進する。

「施策例〕

(英語による国際的な予備審査の推進)

・アジア諸国をはじめとする外国発の国際特許出願について、我が国が国際調査を代行可能な対象国を拡大し、また国内発の英語による国際特許出願を奨励することにより、英語による国際的な予備審査を推進する。(短期・中期)

(国際共同審査の実施)

・世界特許の実現に向けて、我が国を含む複数の特許庁への共通 の出願について、各特許庁の審査官による国際協議を推進する。 (短期・中期)

(特許審査ハイウェイのアジア等世界主要国への展開)

・特許審査ハイウェイ(PPH)を、アジアをはじめとした世界の主要国に更に展開する。(短期)

(途上国及び新興国の知的財産環境整備の拡充)

・グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国、新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえつつ、人材育成支援を実施する。(短期・中期)

(ロ) 安定した権利保護を行うための体制を整備する。

「施策例〕

(特許審査の品質管理の強化)

・国際的に信頼される安定した権利設定を行うため、世界水準の特許審査品質管理(例:品質ポリシーの策定やユーザーによる品質評価)を実施し、そのための品質管理体制を強化する。(短期・中期)

(多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備)

・中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が高まる中で、 世界の特許文献への容易なアクセスを確保し、世界中の技術を調 査可能にするため日本語以外の特許文献を日本語で網羅的に検 索できる環境を整備する。(短期・中期)

(世界標準の特許分類の構築)

・我が国の分野別の技術優位性を勘案しながら、世界の五大特許庁と協調して、世界標準の検索用特許分類を構築する。(短期・中期)

(ハ) グローバル化に対応した意匠・商標の保護環境を整備する。

「施策例〕

(ヘーグ協定への加入)

・意匠の国際登録に関するヘーグ協定に、我が国が加入するための 検討を行い、結論を得る。(短期)

(意匠の保護対象の拡大)

・3D デジタルデザインなどへの意匠の保護対象の拡大を検討し、結論を得る。(短期)

(商標の保護対象の拡大)

・音や動きを含む新たな商標への保護対象の拡大について検討し、 成案を得る。(短期)

2. 我が国の大学が生み出す「知」やベンチャーの創意を新たなビジネスにつなげ、グローバルな成功事例を創出する。

[現状認識]

○大学の研究成果をもとにしたベンチャー企業の成功事例が出てきているものの、我が国の産学連携の潜在力が十分に発揮されているとはいえない。大学が生み出す「知」やベンチャーの創意をビジネスにつなげ、グローバルな成功事例を更に創出

することが不可欠である。

〇そのためには、まずベンチャー・中小企業を含む企業と大学との効果的な連携が促されるよう、ユーザーである企業からの目線を重視して産学連携機能の強化を進めていく必要がある。また、大学の知的財産の価値を一層高めるため、産業界のニーズを取り込んだ研究活動や研究初期からの知財マネジメントを実践すべきである。さらに、大学の研究成果を活用して新たなビジネスにつなげるには、事業化を見据えてグローバルに知的財産権を獲得していくことが重要である。

[目標指標] (検討中)

(イ) 大学の産学連携力を向上させる。

「施策例〕

(大学知財本部・TLOの再編・強化)

・2011 年度中に、産学連携活動の効果・効率を適切に評価する指標を策定し、評価を実施する。評価結果に基づき、大学知財本部・ TLOの再編・強化の在り方について結論を得る。(短期)

(大学の外国出願支援の強化)

・大学側のニーズを踏まえ拡充を図るとともに、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上などを図ることで、大学の外国出願に対する支援を強化する。(短期)

(大学における普及啓発)

・産学共同研究における学生による発明の取扱や営業秘密の保護 について、契約によって明確化する必要性に関する普及啓発を行 う。(短期)

(日本版バイ・ドール制度の事前承認制の再周知)

・2009 年に改正された日本版バイ・ドール制度における特許権の移転等に対する事前承認制について、改めて周知徹底する。(短期)

(ロ)産学連携における知財マネジメントを強化する。

(産学共同研究における知財マネジメントの推進)

・知的財産を含めその任務に必要な専門知識を有するリサーチ・アドミニストレータを大学に定着させるシステムの整備を進めるとともに、知財プロデューサの派遣先を拡大することにより、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントの推進を図る。(短期)

(ハ) 研究成果を事業につなげる仕組みを構築する。

[施策例]

(有望シーズの苗床を涵養する多段階選抜方式のSBIRの推進)

・先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげるための仕組みとして、いわゆる「中小企業技術革新制度」(SBIR: Small Business Innovation Research)における多段階選抜方式の導入を推進する。このため、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期)

(大学等の優れた研究成果を迅速に社会還元する仕組みの構築)

・大学等の研究について、社会のニーズに即して、研究段階から事業化段階に至るまで一貫して支援することにより、研究成果の価値を高め、事業化のための資金を呼び込む仕組みを構築する。(短期)

(知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築)

・大学等の特許をパッケージ化し、公的投資機関の知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みを構築する。(短期)

3. 我が国の中小企業の優れた技術から、知的財産を活用してグローバルに通用する事業を生み出す。

[現状認識]

○グローバル・ネットワーク時代の到来により、中小企業は自立を迫られており、自らの知的財産戦略をもって、優れた技術を知的財産で守りつつグローバル展開し、アジアを中心とする世界経済の発展を自らの成長に取り込んでいく必要性が高まっ

ている。

- 〇一方、中小企業では資金や人材の不足により、優れた技術を 十分に活用できていないのが現状であり、事業化を見据えた 権利化やノウハウ秘匿を行う知財マネジメントの実現を支援す ることで、グローバルに通用する事業を生み出すことが求めら れている。
- 〇そのため、総合的な支援体制の整備と人材の配置を行い、 中小企業の優れた技術から、知財マネジメントによる事業化、 グローバル展開に繋げるための方策を強力に推進する。

[目標指標] (検討中)

(イ) 知的財産を活用した中小企業のグローバル展開を支援する。

「施策例]

(中小企業のグローバル展開支援の拡充)

- ・中小企業の知的財産を活用したグローバル展開を強力にバックアップするため、事業内容や進出国の知財保護事情に適した権利の取得、管理・活用等の知財マネジメントに精通した人材により支援を行うなど、外国出願、翻訳、海外調査、侵害訴訟に係るコンサルティング機能を強化し、必要な費用負担の軽減を行う。(短期)
- (ロ) 知的財産を活用した事業化等支援施策を充実する。

[施策例]

(総合的な支援体制の整備、人材の配置)

- ・ワンストップ相談窓口を中核として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期)
- ・事業化を見据えた知的財産戦略の構築を支援する知財マネジメント人材及び専門家チームを全国に配置し、中小企業の事業化を支援する。(短期)

(新たな出願支援策の創設)

・特許出願に不慣れな中小企業のために、弁理士費用の負担軽減を含む新たな出願支援策(例:「特許パック料金制度」)を創設し、 実施する。(短期)

(特許関係料金減免制度の拡充)

・特許関係料金の減免制度について、ユーザーのニーズに最大限 応えるよう、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続 を見直し、必要な法改正を行い、制度の運用を開始する。(短期)

4. 知的財産戦略を支える人材の育成・確保、イノベーションを 加速するインフラの整備を推進する。

[現状認識]

- 〇グローバル競争が激化する中で、競争力強化のために国際標準や知的財産を事業戦略的に活用できる人材(知財マネジメント人材)の重要性が増している。また、企業の知財担当者、弁理士をはじめとする知財専門人材についても、世界を舞台に活躍できる人材(グローバル知財人材)がこれまで以上に求められるようになっている。このような情勢変化に呼応し、新たな人材育成の戦略を策定することが急務である。さらに、国民の知的財産に対する基本的な理解を深めるため、創意工夫や知的財産権を尊重する意識を高める必要がある。
- 〇一方、我が国の競争力の源泉となる技術及びデザイン流出が問題となっている。営業秘密に対する技術者の意識を高めるとともに、我が国において技術者が活躍できる場を確保し、技術流出防止のための環境を整備することが必要である。
- ○さらに、我が国の優れた技術からイノベーションを創出するためには、ブランド・デザイン、営業秘密を含む知的財産の保護強化とともに、権利の安定性の向上に資する知財インフラの整備が急務である。

「目標指標」(検討中)

(イ)知的財産戦略を支える人材を育成する。

[施策例]

(知財マネジメント人材育成の強化)

・産業界の協力を得て、技術経営専門職大学院をはじめとする高等教育機関における知財教育に、国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を取り入れることを推進するとともに、知財研修やマネジメント層への啓発を強化する。(短期)

(知財教育を実施している大学の連携強化)

・知財マネジメント人材やグローバル知財人材を育成するために、 産業界の協力を得て、知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学における教員の派遣、知財マネジメントに関わる教育内容の充実、知財専門職大学院の評価の在り方の検討を通じた教育水準の確保などの連携強化に必要な支援を実施する。(短期)

(研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修 の強化)

・研究開発コンソーシアムにおいて知財戦略を踏まえた事業戦略 の策定を支援する能力を向上するための研修を実施する。

(弁理士の研修強化)

・弁理士の継続研修において、国際標準化を含む知財マネジメントに係る研修を強化する。(短期)

(中小企業診断士の研修強化)

・知的財産戦略を活用した中小企業の経営支援のため、中小企業診断士に対して、国際標準化を含む知財マネジメントに関する研修を実施する。(短期)

(国際的な審査協力の推進に向けた審査官及び審判官の研修強化)

・英語による国際的な予備審査、国際協議などを進めるため、審

査官及び審判官の研修等を強化する。(短期)

(再掲)(途上国及び新興国の知的財産環境整備の拡充)

・グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国、新興国のニーズや制度の整備状況等を踏まえつつ、人材育成等支援を実施する。(短期・中期)

(知財教材の一層の充実)

・各分野における知財人材育成に活用するために、インターネット 上で利用可能な知財教材をより一層充実させる。(短期)

(小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組み)

・小中高生に対して創造性を高める学校教育その他の取組みを行うとともに、知的財産権に関する教育を推進する。(短期)

(ロ) 技術流出防止のための環境を整備する。

「施策例〕

(営業秘密に対する技術者等の意識向上)

・技術者等を対象に、自分で考えたものであっても、企業の保有する 営業秘密を流出させる行為は、不正競争防止法上の不正行為にな ることを周知し、営業秘密に対する技術者等の意識の向上を図る。 (短期)

(営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援)

・中小企業を対象に、営業秘密管理指針に沿って適正に営業秘密 が管理されるよう、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。 (短期)

(企業のコア人材の国内雇用環境の整備)

・高度な技術を有する企業のコア人材が、営業秘密の保持に留意しつつ、ものづくりの指導者として後進の若手人材を育成することなど定年退職後に国内で一層活躍できる環境の整備を行う。(短期)

(ハ) 安定した権利保護を行うための体制を整備する。

[施策例]

(再掲)(特許審査の品質管理の強化)

・国際的に信頼される安定した権利設定を行うため、世界水準の特許審査品質管理(例:品質ポリシーの策定やユーザーによる品質評価)を実施し、そのための品質管理体制を強化する。(短期・中期)

(再掲)(多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備)

・中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が高まる中で、 世界の特許文献への容易なアクセスを確保し、世界中の技術を調 査可能にするため日本語以外の特許文献を日本語で網羅的に検 索できる環境を整備する。(短期・中期)

(再掲)(世界標準の特許分類の構築)

・我が国の分野別の技術優位性を勘案しながら、世界の五大特許庁 と協調して、世界標準の検索用特許分類を構築する。(短期・中期)

(二) グローバル化に対応した意匠・商標の適切な権利保護を 図る。

「施策例〕

(再掲)(意匠の保護対象の拡大)

・3D デジタルデザインなどへの意匠の保護対象の拡大を検討し、結論を得る。(短期)

(再掲)(商標の保護対象の拡大)

・音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大について検討し、成 案を得る。(短期)

(以上)